

平成27年度
名寄市国民健康保険運営協議会
第 2 回 議 事 録

開催日 平成28年3月1日（火）
開催時間 自 午後6時30分
至 午後7時30分
開催場所 駅前交流プラザよろーな
会議室2

出席者 公益を代表する委員 栗原 智博

東野 秀樹

高橋 節子

保険医、薬剤師を代表 中島 純一

する委員 深井 康邦

谷 光憲

被保険者代表委員 伊東 和江

中川 恵美子

谷島 智仙

保険者 名寄市長 加藤 剛士

事務局 名寄市市民部長 三島 裕二

〃 市民課長 宮本 和代

市民課国保高齢医療係長 鯖戸 貴也

市民課国保高齢医療係主任 石橋 恵美

〃 主任 久光 恵子

1. 開会

三島市民部長が、会議開催要件が満たされていることを報告。

2. 会長あいさつ

後ほど事務局から今年度の決算見込みや新年度の予算編成、制度改正などにつきましてご説明をいただきたいと思えます。

また、本日の会議では昨年度に引き続き国保税の医療分、後期高齢者支援分に係る賦課限度額の改正について諮問をされるということです。

さて、平成30年度から始まります国保の広域化につきましては、国保新聞などでも頻繁にとりあげられていますが、新制度への移行にむけて、国からも納付金の考え方や国保の運営方針の策定要領などが徐々に示されてきています。

しかし、納付金の額、交付金などの指標は未だ詳細が示されておらず、今後も益々進展する高齢化の問題を踏まえながら、当協議会としても国、北海道の動向を注視していく必要があります、我々が担う役割は、今後も重要なものであると認識をしています。

いずれにしましても、これからも国民皆保険制度が堅持され、国の財政支援などにより安定した形で運営されることが重要と考えております。

本日は、皆さまからの活発なご意見をいただきながら、円滑な運営に努めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3. 市長あいさつ

国保の都道府県化が明記された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 27 年度から約 1,700 億円が投入され、保険者支援制度の拡充が実施されました。今後も市町村の国保に対する財政基盤強化策が実施されることが掲げられていますが、市町村国保が抱える財政上の構造的な問題の解決はなかなか容易なことではなく、更なる国による財政支援が必要であり、市町村国保においても、財政健全化へ向け一層の努力が求められる状況となっております。

本市といたしましても、都道府県移行を着実に進めていくため、これまで以上にさまざまな課題に取り組んでいかなければなりません。当協議会が担う役割は今後も極めて重要なものであると考えております。

本日は、「平成28年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の賦課限度額の引上げが行われたことに伴い、昨年に引き続き限度額の引上げについて諮問をさせていただきます。

また、新年度予算案なども報告案件として提案させていただいておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

4. 諮問「国民健康保険税基礎課税、後期高齢者支援金の課税限度額改正」について

諮問文の読み上げ

名寄市国民健康保険税基礎賦課分、後期高齢者支援分に係る賦課限度額の改正について、名寄市国民健康保険運営協議会に諮問いたします。

いずれの事項も、4月以降の国保制度の運営に必要な内容となっておりますので、ご審議をお願いします。

(市長 他公務のため退席)

5. 会議録署名委員の指名で中島 純一委員、東野 秀樹委員を指名。

7. 議事(ここから閉会まで、栗原会長が進行)

報告案件(1)平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算見込み、報告案件(2)平成28年度国民健康保険税特別会計予算案について事務局から説明。

中島委員

平成30年に都道府県化されるが、その際はこのような予算、決算などが不要になるのか。

事務局

保険税の賦課徴収にかかる歳入、歳出、医療費適正化のための保健事業などについては引き続き市町村がおこなうこととなるため、それにかかわる交付金などの部分は残る形となる。

報告案件（3）平成28年度国民健康保険の制度改正について事務局から説明（質疑なし）

報告案件（4）国保の都道府県化について事務局から説明（質疑なし）

報告案件（5）医療費適正化事業について事務局から説明

深井委員

ジェネリック医薬品の利用率が11月利用分で急に伸びているが、理由などを把握しているか。

事務局

明確な理由の把握はしていない。

報告案件(3)国保の都道府県化について事務局から説明。

(質疑なし)

8. 審議案件 諮問第1号「国民健康保険税賦課限度額の改正について」事務局から説明

中島委員

所得金額とは所得税などを除いた金額ということですか。

事務局

国保税の計算において所得金額とは、所得税等控除前の額となる。前年度の1月から12月までの総所得金額から基礎控除33万円を除いた額に基礎賦課分、後期高齢者支援分、40歳以上であれば介護分それぞれの率をかけたものが所得割となる。

議長

最後に全体を通じて、質問等ありませんか、無いようですので本日の会議は、これをもって終了します。

9. 閉会